

## 振動規制法に基づく特定建設作業に関する振動規制基準及びその他の規制

振動の大きさ		75 デシベル
作業できない時間	第1号区域	午後7時から翌日午前7時まで
	第2号区域	午後10時から翌日午前6時まで
1日当りの作業時間	第1号区域	10時間
	第2号区域	14時間
同一場所における作業時間	第1号区域	連続6日間
	第2号区域	
日曜、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日）における作業	第1号区域	原則禁止
	第2号区域	

（備考）

1. 第1号区域…振動規制法により市が指定した区域のうち、第1種区域、第2種区域（Ⅰ）までの全域及び第2種区域（Ⅱ）のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域
2. 第2号区域…振動規制法により市が指定した区域のうち、第1号区域以外の区域